



WAVE事務所便り

連絡先：〒501-3232
関市桜本町 2-32-4 エレガンスみやもと 302
電話：0575-24-3757 FAX：0575-24-3757
e-mail：hata50911@gmail.com



「在留カード等読取アプリ」をご存知ですか？

◆外国人政策の見直しが進められています

外国人旅行客や日本で働く外国人が増える一方、受入れをめぐる問題が顕在化し、政府は、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（1月23日決定。以下、「総合的対応策」という）を策定しました。

◆外国人雇用に関する取組みも

総合的対応策では、不法滞在や不法就労への対策として、在留カードの偽造変造対策、不法就労助長者の取締まり強化とともに、企業が「在留カード等読取アプリ」を使用して在留カードの確認を行うことを挙げています。また、外国人の雇入れ時・離職時に企業が提出する「外国人雇用状況の届出」の運用改善も挙げています。

◆「在留カード等読取アプリ」とは

国が無料で提供するアプリケーションで、スマートフォンやパソコンにダウンロードして使うことができます。本人の同意を得てカメラで在留カードのICチップを読み取った後、在留カード表面に印刷されている在留カード等番号を読み取ると、ICチップ内の情報と印刷情報を照和することができます。

「外国人雇用状況の届出」には、虚偽の届出等に対し30万円以下の罰金もありますので、外国人労働者に在留カードの提示を求め、届出事項をきちんと確認することが重要です。

◆「外国人雇用状況の届出」の運用改善

厚生労働省は検討会で議論を行っており、年1回程度の定期的な報告が必要ではないかという意見や一律に追加的な事務負担を求めるべきではないとの意見があります。今後の動向に注意しましょう。

【参考】外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策
<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukai/gaikokujinzai/index.html>

アプリチラシ
<https://www.mhlw.go.jp/content/001572156.pdf>

外国人雇用対策の在り方に関する検討会
https://www.mhlw.go.jp/stf/projectteam_20210222_00001.html

新たな「高年齢者等職業安定対策基本方針」が策定されました

厚生労働省は3月31日、令和8年度から令和11年度までの「高年齢者等職業安定対策基本方針」を公表しました。本方針は、高年齢者がその意欲や能力に応じて活躍できる社会の実現を目的として定められるもので、同省が講じる高年齢者の就業機会増大等に関する施策は、これに沿って展開されます。

◆高年齢者の就業機会増大に関する目標

高年齢者が本人の希望や能力に応じて働ける企業ならびに雇用の場の拡大を図り、令和11年までに以下の目標の達成を目指すとしています。

- ・60～64歳の就業率：79.0%以上（令和6年：74.3%）
- ・65～69歳の就業率：57.0%以上（令和6年：53.6%）
- ・70歳までの就業確保措置の実施率：40.0%以上（令和7年6月1日現在：34.8%）。

◆事業主が行うべき諸条件の整備

上記目標を達成するため、事業者は以下の諸条件の整備に努めるものとされています。

- （1）事業主が行うべき諸条件の整備に関する指針
 - ① 募集・採用に係る年齢制限の禁止
 - ② 職業能力の開発および向上に必要な職業訓練の実施
 - ③ 身体機能の低下等に配慮した作業施設の改善等
 - ④ 職務の再設計等による高

- 年齢者の職域の拡大
 - ⑤ 高年齢者の知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
 - ⑥ 勤務時間制度の弾力化
 - ⑦ 事業主の共同の取組みの推進

（2）再就職の援助等に関する指針（一部抜粋）

- ① 再就職援助措置の実施
- ② ハローワーク等による支援の積極的な活用等

（3）職業生活の設計の援助に関する指針

- ① 職業生活の設計に必要な情報の提供、相談等
- ② 職業生活設計を踏まえたキャリア形成の支援

【参考】新たな「高年齢者等職業安定対策基本方針」を策定しました | 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71908.html

5月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

- 11日
 - 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

- 15日
 - 特別農業所得者の承認申請 [税務署]

- 6月1日
 - 軽自動車税（種別割）納付 [市区町村]
 - 自動車税（種別割）の納付 [都道府県]
 - 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
 - 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
 - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
 - 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
 - 確定申告税額の延納届出額の納付 [税務署]